

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第115号（7.2.28） 市バス33系統の廃止に関する陳情 ほか2件</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市バス33系統の4月1日からの路線廃止を延期すること。</li> <li>2. 路線廃止延期の措置をとった上で、路線の存続について利用者との十分な対話を行うこと。</li> <li>3. 廃止ではなく、次善の策（赤字路線への割増運賃導入、朝夕の便を残して日中の便を減らす等）を検討すること。</li> </ol>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市東灘区 後藤 康彦 ほか別記のとおり</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>予算特別委員会</p>

陳情第115号に係る陳情者の住所及び氏名一覧

整理番号 (受理日)	陳情者の住所及び氏名
115-1 (令和7. 2. 28)	神戸市東灘区 後藤 康彦
115-2 (令和7. 2. 28)	神戸市東灘区 後藤 慶子
115-3 (令和7. 2. 28)	神戸市東灘区 後藤 久仁子

令和7年2月28日

神戸市会議長 坊 やすなが 殿

神戸市東灘区

後藤 康彦

電話番号



市バス33系統の廃止に関する請願（陳情）

【請願（陳情）趣旨】

- 1 33系統利用者は殆どが高齢者、幼児連れの母親などであり、経済合理性を理由とする路線廃止は、市民生活の利便性を確保する行政の使命と真逆の考え方である。
- 2 交通局からは、33系統については東灘区自治会連絡協議会に事前説明を行い、路線の廃止について特に反対、見直しを求める意見は無かった、と聞きましたが、  
 私には自治会等どこからも、事前の説明があったこと及び路線廃止について異議無く了解したことなど、一切知らされていません。行政として、 利用者の同意が得られたとお考えであるとすれば、その判断には大きな瑕疵があると言わざるを得ません。
- 3 高齢ドライバーの運転免許証自主返納が求められる中で、バス路線を廃止することは時代に逆行する措置と言わざるを得ません。今後、ますます高齢化が進むことを踏まえれば、移動手段の確保は行政や交通事業者の責務であると考えます。

このような  
状況で

以上の理由から、以下の事項について請願（陳情）いたします。

【請願（陳情）事項】

- 市バス33系統の4月1日からの路線廃止<sup>を</sup>の延期すること。
- 路線廃止延期の措置をとった上で、路線の存続について利用者との十分な対話を行うこと。
- 廃止ではなく、次善の策（赤字路線への割増運賃導入、朝夕の便を残して日中の便を減らす、等）を検討すること。

~~※ 別添にて、この請願（陳情）と同趣旨の久元市長宛の請願書（一通）を提出します。（署名されているのは実際に33系統を利用されている方で、私が請願書をお預かりした方々です。）~~

以上

令和7年2月28日

神戸市会議長 坊 やすなが 殿

神戸市東灘区

後藤 慶子

電話番号

市バス33系統の廃止に関する請願（陳情）

【請願（陳情）趣旨】

- このように  
状況
- 1 33系統利用者は殆どが高齢者、幼児連れの母親などであり、経済合理性を理由とする路線廃止は、市民生活の利便性を確保する行政の使命と真逆の考え方である。
  - 2 交通局からは、33系統については東灘区自治会連絡協議会に事前説明を行い、路線の廃止について特に反対、見直しを求める意見は無かった、と聞きましたが、  
 私には自治会等どこからも、事前の説明があったこと及び路線廃止について異議無く了解したことなど、一切知らされていません。行政として、 利用者の同意が得られたとお考えであるとすれば、その判断には大きな瑕疵があると言わざるを得ません。
  - 3 高齢ドライバーの運転免許証自主返納が求められる中で、バス路線を廃止することは時代に逆行する措置と言わざるを得ません。今後、ますます高齢化が進むことを踏まえれば、移動手段の確保は行政や交通事業者の責務であると考えます。

以上の理由から、以下の事項について請願（陳情）いたします。

【請願（陳情）事項】

1. 市バス33系統の4月1日からの路線廃止<sup>を</sup>延期すること。
2. 路線廃止延期の措置をとった上で、路線の存続について利用者との十分な対話を行うこと。
3. 廃止ではなく、次善の策（赤字路線への割増運賃導入、朝夕の便を残して日中の便を減らす、等）を検討すること。

※ ~~別添にて、この請願（陳情）と同趣旨の久元市長宛の請願書（一通）を提出します。（署名されているのは実際に33系統を利用されている方で、私が請願書をお預かりした方々です。）~~

以上

令和7年2月28日

神戸市会議長 坊 やすなが 殿

神戸市東灘区

後藤 久仁子

電話番号

市バス33系統の廃止に関する請願（陳情）

【請願（陳情）趣旨】

- 1 33系統利用者は殆どが高齢者、幼児連れの母親などであり、経済合理性を理由とする路線廃止は、市民生活の利便性を確保する行政の使命と真逆の考え方である。
- 2 交通局からは、33系統については東灘区自治会連絡協議会に事前説明を行い、路線の廃止について特に反対、見直しを求める意見は無かった、と聞きましたが、  
 私には自治会等どこからも、事前の説明があったこと及び路線廃止について異議無く了解したことなど、一切知らされていません。行政として、 利用者の同意が得られたとお考えであるとすれば、その判断には大きな瑕疵があると言わざるを得ません。
- 3 高齢ドライバーの運転免許証自主返納が求められる中で、バス路線を廃止することは時代に逆行する措置と言わざるを得ません。今後、ますます高齢化が進むことを踏まえれば、移動手段の確保は行政や交通事業者の責務であると考えます。

このような  
状態で

以上の理由から、以下の事項について請願（陳情）いたします。

【請願（陳情）事項】

1. 市バス33系統の4月1日からの路線廃止の延期すること。
2. 路線廃止延期の措置をとった上で、路線の存続について利用者との十分な対話を行うこと。
3. 廃止ではなく、次善の策（赤字路線への割増運賃導入、朝夕の便を残して日中の便を減らす、等）を検討すること。

※ ~~別添にて、この請願（陳情）と同趣旨の久元市長宛の請願書（一通）を提出します。（署名されているのは実際に33系統を利用されている方で、私が請願書をお預かりした方々です。）~~

以上